

生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 10 月 18 日

更新日：令和 5 年 9 月 11 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒999-3795）^{ヤマガタケンヒガシネンチュウオウ}山形県 東根市 中央 一丁目 1 番 1 号

名称（フリガナ）：^{カジュオウコク}果樹 王国 ^{ロクジサンギョウカスイシンキョウギカイ}ひがしね 6 次 産業化 推進協 議会

代表者（管理人）の氏名：会長 土田 正剛

ウェブサイトのアドレス：<https://.higashine-cherry.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 3 類 果実類

区分に属する農林水産物等：おうとう

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{ヒガシネ}東根 さくらんぼ、HIGASHINE CHERRY

4 明細書の変更

果樹王国ひがしね 6 次産業化推進協議会（以下「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、その構成員である会員のうち、法第 2 条第 3 項に規定する地理的表示（以下同じ。）である「東根さくらんぼ」及び法第 4 条に規定する登録標章（以下同じ。）を使用する者（以下「GI 使用者」という。）に対し「東根さくらんぼ」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア GI 使用者が生産者である場合の手順

GI 使用者は、「東根さくらんぼ」の生産地及び栽培の方法を「栽培管理報告書」に記録し、収穫予定日の 1 か月前までに協議会へ提出する。ただし、その内容が前年と変わらない場合には、「栽培管理報告書」の提出は不要とする。出荷に関しては、GI 使用者は出荷規格に従った出荷になっているか確認を行い、「実績報告書」に取りまとめ出荷又は販売終了後 1 か月以内に協議会に提出する。

イ GI 使用者が農協又は集出荷業者である場合の手順

GI 使用者は、集荷の対象となる生産者から「栽培管理報告書」を作成・提出させ、その記載内容を確認し、協議会に収穫予定日の 1 か月前までに「生産者管理報告書」にて報告する。ただし、その内容が前年と変わらない場合には、「栽培管理報告書」による報告は不要とする。共選は、農協又は集出荷業者の選果場にて行い、出荷規格に適合したさくらんぼであることの確認を行い「実績報告書」に取りまとめ出荷又は販売終了後 1 か月以内に協議会に提出する。

ウ 協議会の手順

協議会は、GI 使用者より提出された上記ア及びイにおける資料を確認し、生産地、栽培方法又は出荷規格が遵守されていないことが疑われる場合には、現地調査を行う事とする。なお、協議会は、GI 使用者に対し栽培技術講習会及び目揃会を開催し、東根さくらんぼの生産に関して、明細書に記載された生産地および生産の方法、技術情報の提供や品質基準等の遵守について周知徹底を図る。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（１）のア、イ及びウの手順について、年 1 回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが確認された場合には、当該 GI 使用者に対し基準を満たすよう指導する。

なお、協議会からの指導を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、是正が図られるまで当該 GI 使用者に対し「東根さくらんぼ」としての出荷を停止し、又は協議会の会員を除名することもできるものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、前記 5（１）の周知の際に、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「さくらんぼ」にのみ、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章が使用可能であること。
- (2) 登録標章を使用する場合は、地理的表示である「東根さくらんぼ」と併せて使用すること。
- (3) 登録標章は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成 27 年農林水産省令第 58 号）に、定められたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、地理的表示である「東根さくらんぼ」及び登録標章の違反を確認した場合は、当該 GI 使用者に対して 7（１）から（３）の規定に基づき適正に表示するよう指導する。

なお、協議会からの指導を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、是正が図られるまで当該 GI 使用者に対し「東根さくらんぼ」としての出荷を停止し、又は協議会の会員を除名することができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記 6 及び 8 に関して、「東根さくらんぼ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、「特定農林水産物等審査要領」（平成 31 年 1 月 31 日付け 30 食産第 4245 号食料産業局長通知）の別紙報告により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「東根さくらんぼ」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる以下の資料
 - ア 栽培管理報告書
 - イ 実績報告書
 - ウ 生産者管理報告書
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

Administration	Percentage
Current Administration	65%
Previous Administration	35%